

保険外併用療養費に関する事項

■病院の初診・再診に関する事項

当院では、他の医療機関からの紹介状を持たずに、直接来院された患者さんについては「初診時選定療養費」として 7,700 円(消費税込)、又は、「再診時選定療養費」として 3,300 円(消費税込)をご負担いただいております。

ただし、以下の方については、料金の徴収は行いません。

- ①他の医療機関からの紹介状を持参された方
- ②救急車等により緊急搬送された方
- ③国・地方の公費負担医療制度等の受給者の方
- ④無料低額診療事業の対象者の方

その他、正当な理由がある場合

- (1)当院の他の診療科を受診している患者
- (2)特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者
- (3)救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- (4)外来受診から継続して入院した患者
- (5)災害により被害を受けた患者
- (6)労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- (7)当院が直接受診する必要性を特に認めた患者

※1 初診時選定療養費とは、初診時に、他の医療機関からの紹介状を持たずに受診された方

※2 再診時選定療養費とは、他の医療機関へ紹介した後に当院での受診を希望された方

■入院期間が180日を超える入院に関する事項

平成 14 年 4 月 1 日の健康保険法改正に伴い、同じ病名で他病院より 3 ヶ月以内に転院もしくは、入院された患者さん(別に厚生労働大臣が定める状態にある方を除く)で、180 日を超えた日以後の入院料の 85%のみが健康保険適用になります。残りの 15%は特別の料金として個人より徴収する事になっております。

一般病棟入院基本料

- | | | |
|--------------|----|---------------|
| ・急性期一般入院料1の方 | 1日 | 2,783 円(消費税込) |
| ・特別入院基本料の方 | 1日 | 1,012 円(消費税込) |

ご不明な点及び詳細については、医事課または病棟担当者におたずね下さい。

令和 6 年 6 月 1 日

療養担当規則